



地域脱炭素化促進事業の対象となる区域（促進区域）
の設定に関する基準
（答申案）

令和 4 年（2022 年） 月
長野県

目 次

第1章	基本的事項	
1	基準策定の趣旨	2
2	基準の位置づけ	2
3	基準の対象	2
	(1) 対象となる地域脱炭素化促進施設の種類	2
	(2) 対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等	2
第2章	基準	
1	基本的な考え方	3
2	区域に関する基準	3
	(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域	3
	(2) 配慮が必要な区域	4
	ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域	4
	イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域	5
3	考慮すべき事項に関する基準	5
	(1) 事業実施における共項考慮事項	5
	(2) その他 考慮すべき事項	5
第3章	地域脱炭素化促進事業に関する例示	
1	地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示	6
	(太陽光発電関係)	
2	地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示	7
	(太陽光発電関係)	
第4章	基準の見直しについて	8
	(別表) 考慮すべき事項	

第1章 基本的事項

1 基準策定の趣旨

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）が改正され、令和4年4月から、都道府県、政令市、中核市、施行時特例市については、地方公共団体実行計画（区域施策編）において、その区域の自然的社会的条件に応じた再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）の利用促進等の施策に関する事項に加え、その実施に関する目標を定めることとされました。また、これら以外の市町村についても、同様に施策に関する事項やその実施に関する目標を定めるよう努めることとされました。

これに合わせて、全ての市町村は、地域脱炭素化促進事業の促進に関する事項として、促進区域の設定、地域の環境の保全のための取組、地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組等を定めるよう努めることとされました。また、都道府県は、促進区域の設定に当たり、地方公共団体実行計画において、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮し、市町村が定める促進区域の設定に関する基準を定めることとされました。

これを受け長野県としては、ゼロカーボン戦略に掲げる再生可能エネルギー生産量を2050年度までに3倍増とする目標達成に向けて、本県に相応しい、地域と調和した再エネの利活用を促進するとともに、市町村が円滑に促進区域を設定し、地域脱炭素化促進事業が推進できるよう、促進区域の設定に関する基準（以下「基準」という。）を定めることとしました。

2 基準の位置づけ

本基準は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）法第21条第6項に規定する促進区域の設定に関する基準です（第3章を除く）。

3 基準の対象

（1）対象となる地域脱炭素化促進施設の種類

太陽光発電（太陽光を電気に変換するもの）

（2）対象としない地域脱炭素化促進施設の規模、設置の形態等（省令第5条の4第5項関係※）

地域脱炭素化促進施設が建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物であって、当該建築物の屋根又は屋上若しくは壁面に太陽光を電気に変換する設備（いわゆる「太陽光パネル」をいう。）を設置するもの。（環境影響評価法施行令（平成9年政令第346号）別表第1の第2欄に掲げる要件に該当するものを除く。）

※地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則第5条の4第3項に基づく同条第2項各号に掲げる事項のうち一部のものについて考慮を要しないと認められるものはない。

第2章 基準

1 基本的な考え方

本県の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、次の考え方を基本に基準を策定しました。

- ・ 本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
- ・ 本県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進

2 区域に関する基準

（1）促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則（平成 11 年総理府令第 31 号。以下「省令」という。）第5条の4第2項第1号に規定する「促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」は次の表1に掲げる区域とします。市町村はこれらの区域を含む区域を促進区域に設定することはできません。

表1 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
水源	・ 水道水源保全地区	・ 長野県水環境保全条例
	・ 水資源保全地域	・ 長野県豊かな水資源の保全に関する条例
防災	・ 砂防指定地	・ 砂防法、砂防指定地管理条例
	・ 地すべり防止区域	・ 地すべり等防止法
	・ 急傾斜地崩壊危険区域	・ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	・ 土砂災害特別警戒区域	・ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
	・ 山地災害危険地区	・ 林野庁長官通達
	・ 土砂災害危険箇所	・ 国土交通省通達
	・ 河川区域	・ 河川法
農地	・ 農用地区域内農地 ・ 甲種農地 ・ 第1種農地	・ 農業振興地域の整備に関する法律 ・ 農地法
自然地	・ 自然環境保全地域 特別地区	・ 長野県自然環境保全条例
	・ 第1種特別地域	・ 長野県立自然公園条例
	・ 第2種特別地域	・ 自然公園法
	・ 第3種特別地域	

	・県指定鳥獣保護区特別保護地区	・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律
	・希少野生動植物生息地保護区	・長野県希少野生動植物保護条例
森林	・保安林 ・地域森林計画対象森林	・森林法
	・森林整備保全重点地域	・長野県ふるさと森林づくり条例
景観 ・文化財	・風致地区	・都市計画法
	・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域	・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）
	・伝統的建造物群保全地区	・文化財保護法
その他	・太陽光発電設備の設置が禁止されている区域	・法律、法律に基づく命令（告示含む）、条例又は地方公共団体の執行上の規則（規程を含む）

（２）配慮が必要な区域

ア 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表２に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施が同表の各区域の指定の目的達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを検討した上で設定するとともに、地域脱炭素化促進事業の実施に当たっては、当該区域の指定の目的達成に支障を及ぼさないための配慮が確保されるよう、法第 21 条第５項第５号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付けることが必要です。

表２ 促進区域の設定に当たり配慮が必要な区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
土壌	・要措置区域 ・形質変更時届出区域	・土壌汚染対策法
防災	・河川保全区域	・河川法
	・土砂災害警戒区域	・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
自然地	・郷土環境保全地域	・長野県自然環境保全条例
景観	・景観育成重点地域 ・眺望点及び眺望点から望む景観資源	・景観法 ・長野県景観条例
	・地区計画の区域	・都市計画法
都市計画		

イ 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要な区域

市町村は、次の表3に掲げる区域を含む区域を促進区域に設定しようとする場合は、当該促進区域内での地域脱炭素化促進事業の実施による同表の各区域に対する影響等への配慮が確保されるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置付けることが必要です。

表3 地域脱炭素化促進事業の実施に当たり配慮が必要となる区域

分類	区域名	区域を定める法令・条例等
歴史・文化	・周知の埋蔵文化財包蔵地 ・史跡・名勝・天然記念物指定地 ・重要文化的景観	・文化財保護法
都市等	・用途地域のうち住居専用地域 ・公園及びその周辺 ・学校及びその周辺 など	

3 考慮すべき事項に関する基準

（１）事業実施における共通考慮事項

市町村は、促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業の認定等に当たっては、基準の基本的な考え方に従い、次の事項について、考慮することが必要です。

- ・ 斜度 30 度以上の斜面には、発電設備※を設置しないこと。
- ・ 騒音、反射光、景観への影響が懸念される場合には、住宅・道路敷地境界等から発電設備※を概ね5m以上離隔及び植栽等を施すこと。

※送配電設備（送電線、電柱等）は除く。

（２）その他 考慮すべき事項

その他、市町村は、別表「考慮すべき事項」を参照し、同表の「収集すべき情報」について、その「収集の方法」により必要な情報を収集した上で促進区域を設定することが必要です。また、促進区域内で行われる事業について同表の「適正な配慮を確保するための考え方」に基づき必要な措置が講じられるよう、法第21条第5項第5号イで定める「地域の環境の保全のための取組」として地方公共団体実行計画（区域施策編）へ位置づけることが必要です。

第3章 地域脱炭素化促進事業に関する例示

1 地域脱炭素化促進事業が想定される箇所の例示（太陽光発電関係）

市町村が、促進区域を設定するに当たり、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示すると次の表4に掲げるとおりです。

（1）建物屋根

表4ーア 建物屋根において想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
教育関連施設（大学等）	エネルギーの大きな需要地であるとともに、大きな屋根や敷地、駐車場を有している場合が多い場所であるため
大型商業施設	
大型スポーツ施設	
商店街（アーケード）	アーケード上への太陽光発電の設置や、商店街単位でのエネルギーの利活用やエネルギー自立が可能な場所であるため

（2）地上への設置

表4ーイ 地上への設置において想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
未利用地（活用されていない土地）	2050 ゼロカーボン達成のためには、十分に活用されていない土地に積極的に再エネ設備を導入していく必要があるため
・ 廃校	廃校舎の屋根やグラウンドなど大きな敷地を有し、有効利用できる場所であるため
・ 工場跡地	
・ 再生利用困難な荒廃農地	
・ 最終処分場跡地	
・ ゴルフ場、スキー場跡地	既に開発済みであり、環境に影響を及ぼすおそれが少ないと見込まれる場所であるため
産業団地	
	既に開発済みであることに加え、産業団地という大きな需要地に再エネ設備があることは、エネルギーの利活用やエネルギー自立が可能な場所であるため

(3) その他

表 4-ウ その他 想定される箇所の例示

想定される箇所	解説
駐車場	カーポート型の太陽光発電設備の設置が期待される。また、電気自動車普及に伴い、商業施設や事業所での活用が想定される場所であるため
ため池	障害物等が少なく、水温によりパネル温度上昇も抑えられ発電効率がよい場所であるため

2 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示（太陽光発電関係）

地域脱炭素化促進事業の実施に当たり、地域脱炭素化促進施設の整備と併せて取り組むべき内容として、市町村が法第 21 条第 5 項第 5 号ロの規定により地方公共団体実行計画（区域施策編）の「地域の経済及び社会の持続的発展に関する取組」に定める事項を例示すると次の表に掲げと
おりです。

表 5 地域の経済及び社会の持続的発展に関する事項の例示

事項の例示	解説
地域・近隣住民との合意形成の努力	地域と調和した再生可能エネルギー事業とするためには、地域住民との合意形成が重要であり、説明会を開くなど地域住民とのコミュニケーションをとる場を設けることが望ましい。また、その場での意見については、できる限り対応できるよう努力し、再生可能エネルギー事業が地域の懸念事項とならぬよう合意形成を行っていくことが望ましい
災害時の非常用電源としての活用	災害時に発電した電気を使用できるよう設備を備えていることが望ましい。また、地元区や自治体などとの災害協定を結ぶなど、あらかじめ災害時の協力体制を構築しておくことが望ましい
環境教育への活用	再エネ設備の見学会を開くことにより、子供たちが実際に再エネ設備を見ることによって、環境意識の向上などの効果が期待される
売電収益の地域還元	地域のエネルギー資源を活用していることから、それにより得た売電収益の一部をその地域へ還元し、地域の課題解決を含めた活動へと繋がることを望ましい
地域づくりの取組参加	地域のエネルギー資源を活用していることから、電気事業を超えた地域づくりにも積極的に関与する事業であることが望ましい
再エネ電気の地域内経済循環	再エネ電気の価値を認識しながら、その地域で使われることが望ましい。そのためにも、地域新電力等と協力し、地域の経済循環を推進するようなスキームとなることを望ましい
地域産業への貢献	再エネ電気の価値を認識しながら、その地域で作られる製品・サービスのエネルギーとして使用されることが望ましい。今後、中小企業がサプライチェーンの中で求められる再エネ 100 %の要請に対し、電力供給の観点から積極的に協力されることが期待される

事業における知識・技術の共有	地域のモデル事業となるため、事業実施に当たって得られた知見や技術については、今後の地域での取組のために積極的に共有されることが望ましい
地元資本に事業者との連携	その地域との関係性を強く持った事業者が行う、地域主導型の再エネ事業となることが望ましい。また、地元資本外の企業による外部主導型の再エネ事業の場合でも、協力企業として地元企業が参画するなど、できる限り地域協働型の事業となることが望ましい

第4章 基準の見直しについて

省令第5条の6 第5項の規定により、本戦略で掲げる目標及び関連する施策の実施状況並びに地域の自然的社会的条件の状況を勘案しつつ、必要があると認めるときは、本基準の見直しを適時行うものとしします。

【別表】 考慮すべき事項

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
①環境の自然的構成要素の良好な状態の保持に関する事項			
騒音による影響	・保全対象施設（学校、病院、特別養護老人ホーム、保育所等）の分布状況	・信州くらしのマップ ・EADAS ・市町村教育委員会ホームページほか	・保全対象施設（学校、病院等）とパワーコンディショナまでの距離を明確にし、必要に応じ騒音の距離減衰式を用いて、騒音レベルを予測すること。 ・騒音による影響が懸念される場合には、保全対象施設との敷地境界から発電設備を概ね5m程度の離隔又は植栽を行うなどの対策を講じること。
	・区域の区分の確認（騒音規制法）	・信州くらしのマップ	・騒音による影響が懸念される場合には、パワーコンディショナ等への囲いや、保全対象施設との境界部に壁等を設置するなどの防音対策を講じること。 ・適切な維持管理を行い異常音等が発生しないか確認できるメンテナンス体制を整えること。
水の濁りによる影響	・地域の排水基準の状況	・県、市町村への確認	・コンクリート工事等によりアルカリ排水が発生するおそれがある場合は、適切に処理して排水すること。
	・地域の降水量の状況	・気象庁HP「過去の気象データ検索」 (https://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/index.php)	・過去の気象状況を確認し、大雨による影響が懸念される場合には、造成工事を行う時期を調整すること。 ・降雨時に事業地からの排水による水濁が確認された場合に、適切に対処できるよう管理体制を十分に整えておくこと。
	・保安林・地域森林計画対象森林の分布状況（森林法）	・信州くらしのマップ	・事業実施の検討に当たっては、雨水の流出量や浸透・涵養量の変化について適切に調査を行い、その結果を踏まえ、水質や水象への影響を回避又は低減すること。 ・伐採・伐根を伴う造成工事を行う場合、植物又は構造物で法面を被覆するなど、地表を流れる雨水による浸食を防ぐ対策を検討し、実施すること。
	・河川の漁業権の設定の状況	・農業農村支援センター、漁業組合への確認	・排水先の河川に漁業権が設定されていたり、飲料水、農業用水等へ使用されている場合には、調整池による洪水流用の抑制を行うことに加え、仮設沈砂池や濁水処理施設等の設置を検討すること。
	・保護水面の指定の有無（水産資源保護法） ・河川の利用状況（飲料水、農業用水等）	・EADAS ※長野県においては諏訪湖が該当 ・EADAS	
	・湖沼・ため池等の位置と規模、貯水量	・EADAS	・水のかん養機能等に留意した造成計画を検討すること。
重要な地形及び地質への影響	・注目すべき地質・地形の存在	・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 国土地理院 (https://maps.gsi.go.jp/) ・「環境省自然環境局生物多様性センターHP」第1回自然環境保全基礎調査優れた自然の調査 (https://www.biodic.go.jp/kiso/17/17_sugul.html) ・日本の地形レッドデータブック第1集（日本の地形レッドデータブック作成委員会） ・主要土地のボーリング調査など	・事業区域内に注目すべき地形・地質のうち極めて価値のあるものがある場合は、その周辺環境も保全し、周囲と一体的に残存させるよう事業を行うこと。
	・国・県が指定する地形、地質に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・長野県文化財保護条例）	・長野県教育委員会HP「文化財情報」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/rekishi/bunkazai.html)	・国、県が指定する地形、地質に関する天然記念物が存在する場合は、事業区域に含めないようにすること。
土地の安定性への影響	・土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定の有無（土砂災害対策法）	・信州くらしのマップ ・市町村等が作成するハザードマップ ・建設事務所及び砂防事務所へ確認	・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域（土石流）の上流域において事業区域を予定する場合には、土砂災害の発生を誘発・助長するおそれがあるため、調査の上、事業区域を検討すること。
	・土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）の指定の有無	・信州くらしのマップ ・建設事務所及び砂防事務所への確認 ・地域振興局林務関係部局への確認	・事業区域内または上流の残流域部分に、土砂災害危険箇所及び山地災害危険地区に指定された地区が存在する場合は、残流域の面積、渓流勾配などを勘案し、施設規模を検討のうえ災害が助長・誘発されないよう適切な防止策を検討すること。
	・山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、地すべり危険地区、崩壊土砂流出危険地区）の指定の有無（林野庁長官通達）		
	・土地の災害履歴	・国土交通省土地保全図（災害履歴図） (https://nlftp.mlit.go.jp/kokjo/tochimizuf5/MAP/520003.jpg) ・県・市町村の所有する関係資料	・事業区域内及びその周辺において、降雨などによる地すべり、崩壊、土石流等の災害が過去にあった場合には、その土地の特性を十分に認識するとともに、土地の安定性について適切に必要な調査を行い、事業実施に伴い再度災害を誘発させないように、適切な整備を行うこと。
	・河川保全区域の指定の有無（河川法、河川管理条例）	・河川管理者へ確認	・河岸又は河川管理施設の保全上の支障の有無について、審査を行い、当該河岸又は河川管理施設の保全上の支障を生じる恐れがないようにすること。
	・斜度、高低差の状況	・EADAS ・地形図、国土基本図、土地条件図 (国土地理院(https://maps.gsi.go.jp/))	・斜度30度以上の斜面には、発電設備を設置しないこと。 ・事業区域内に斜度30度以上の急傾斜地及びそれに隣接する土地が含まれる場合には、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されないよう、適切な防止策を講じること。
	・盛土、切土の有無	・建設事務所への確認	・事業区域内に盛土、切土が存在する場合や事業実施に伴い盛土、切土を伴う場合には、法令・条例等で定められる基準等を確実に遵守し、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工などの、土砂等の崩壊等による災害の発生の防止策を講じること。

【別表】 考慮すべき事項

整理
番号

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
反射光による影響	・保全対象施設（学校、病院、特別養護老人ホーム、保育所等）の分布状況	・信州くらしのマップ ・EADAS ・市町村教育委員会ホームページほか	・住宅の窓に反射光が差し込むなど、保全対象施設等への影響が懸念される場合は、反射光の原因となるアレイについて、向きを調整したり、可能な場合は配置を調整して、影響が軽減されるよう対策を講じること。 ・反射光による影響が特に懸念される場合は、防眩性能の高い設備の採用を検討すること。
	・用途地域のうち住居専用地域（１・２種低層、１・２種中高層）の指定状況	・信州くらしのマップ ・各市町村都市計画担当課への確認	・保全対象施設との境界部にフェンスを設置したり、植栽を施すなどの環境保全措置を実施すること。 ・反射光による影響がある場合には、住宅敷地境界から発電設備を概ね5m程度の離隔又は植栽を行うなどの対策を講じること。
	・交通機関の状況	・EADAS ・信州くらしのマップ	・反射光による影響がある場合には、道路境界から発電設備を概ね5m程度の離隔又は植栽を行うなどの対策を講じること。 ・事業区域近くに主要な交通網（高速道路等）がある場合には、太陽光パネルの反射光による運転者への影響が懸念されることから、配置場所、角度等を配慮すること。
②生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全に関する事項			
動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響	・注目すべき動物の生息状況	・河川水辺の国勢調査の生物調査結果（国土交通省） ・生態系被害防止外来種リスト（環境省） ・県等の所有する既存アセス事例 ・レッドデータブック2014 1哺乳類－日本の全滅のおそれのある野生生物－（環境省、2014） ・レッドデータブック2014 2鳥類－日本の絶滅のおそれのある野生動物－ ・レッドデータブック2014 3爬虫類・両生類－日本の絶滅のおそれのある野生生物 ・レッドデータブック2014 4汽水・淡水魚類－日本の絶滅のおそれのある野生生物－（環境省、2015） ・レッドデータブック2014 5昆虫類－日本の絶滅のおそれのある野生生物－（環境省、2015） ・レッドデータブック2014 6貝類－日本の絶滅のおそれのある野生生物（環境省、2015） ・レッドデータブック2014 7その他無脊椎動物（クモ形類・甲殻類等）－日本の絶滅のおそれがある野生生物－（環境省、2014） ・レッドリスト（環境省、2020） ・長野県版レッドデータブック動物編（長野県、2004） ・長野県版レッドリスト（動物編）（長野県、2015） ・自然環境保全基礎調査結果（環境省） ・学術調査、学術論文 ・市町村誌、県、市町村資料等 ・地元の研究者等からの聞き取り	・動物の繁殖や生息条件として地下水が重要な意味を持つ場合、地下水位に著しい影響を与えるような地下構造物の設置や、地下工事等を避けること。
			・注目すべき種及び個体群のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生息場所、生息環境を事業区域に含めないようにすること。
	・国内希少野生動物種の生息状況（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）」	環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 （ http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html ）	・事業区域において、希少動物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・「長野県希少野生動植物保護条例」の指定希少野生動植物種の生息状況	長野県HP「希少野生動植物について」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/shizenhogo/kurashi/shizen/hogo/kisyoyasei/jorei-kisyosyu.html ）	
	・国・県が指定する動物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・長野県文化財保護条例）	・長野県教育委員会HP「文化財情報」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/rekishi/bunkazai.html ）	

【別表】 考慮すべき事項

整理
番号

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 （促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として位置づける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置）
	収集すべき情報	収集方法	
植物の重要な種及び重要な群落への影響	・注目すべき植物の生育状況	・EADAS ・長野県植物誌（長野県植物誌編集委員会） ・自然環境保全基礎調査（植生調査）の調査結果 ・環境省生物耐用性センターHP・国立・国定公園特別地域内指定植物図鑑（環境庁、1983） ・レッドデータブック2014 8 植物Ⅰ－日本の絶滅のおそれのある野生植物－（環境省、2015） ・レッドデータブック2014 9 植物Ⅱ－日本の絶滅のおそれのある野生動物－（環境省、2015） ・レッドリスト2020（環境省、2020） ・植物群落レッドデータブック（日本自然保護境界、1996） ・長野県版レッドデータブック維管束植物編（長野県、2002） ・長野県版レッドデータブック非維管束植物編・植物群落編（長野県、2005） ・長野県版レッドリスト（植物編）（長野県、2014） ・学術調査、学術論文 ・市町村誌、県、市町村資料等 ・地元研究者等からの聞き取り	・注目すべき個体、集団、種及び群落のうち極めて価値の高いものが分布する場合は、原則としてその生育場所の土地の改変を行わず、その生育環境の保全に必要な条件（水象、日照等）を確保するなどにより、将来わたって残存させること。また、万が一生態系に影響が生じた場合には、原状回復及び回復措置を行うこと。
	・特定植物群落、巨樹・巨大林等の分布状況	・EADAS	・注目すべき個体への影響がないよう、造成区間の縮小、区域の変更等により、注目すべき植物の育成環境、植生、土壌、保全機能等の減少、低下等をできる限り抑えること。
	・国内希少野生動物種の生息状況（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律）	環境省HP「国内希少野生動植物種一覧」 （ http://www.env.go.jp/nature/kisho/domestic/list.html ）	
	・「長野県希少野生動植物保護条例」の指定希少野生動植物種の生育状況	長野県HP「希少野生動植物について」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/shizen/hogo/kurashi/shizen/hogo/kisyoyasei/jorei/jorei-kisyosyu.html#siteisyu ）	・事業区域において、希少植物種の繁殖や重要生息地が存在する場合は、原則として事業区域に含めないようにすること。
	・国・県が指定する植物に関する天然記念物の存在の有無（文化財保護法・長野県文化財保護条例）	・長野県教育委員会HP「文化財情報」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/rekishi/bunkazai.html ）	
	・設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無		・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について計画すること。
地域を特徴づける生態系への影響	・普通地域の指定の有無（自然公園法、長野県立自然公園条例）	・信州くらしのマップ ・EADAS ・長野県HP「長野県の自然公園の紹介」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/shizen/hogo/kurashi/shizen/koen/syokukai.html ）	・事業区域に普通地域が含まれる場合には、主要な展望地から展望する場合の著しい妨けにならず、また、山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼすものでないこと、かつ、色彩及び形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。
	・自然環境保全地域普通地区、郷土環境保全地域の指定の有無（長野県自然環境保全条例）	・信州くらしのマップ ・EADAS ・長野県HP「長野県の自然環境保全地域及び郷土環境保全地域の紹介」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/shizen/hogo/kurashi/shizen/koen/hozensyokai.html ）	・自然環境保全地域普通地区、郷土環境保全地域内で事業を行う場合には、長野県自然環境保全条例施行規則別表第7に定める要件を遵守すること。
③人と自然との豊かな触れ合いの確保に関する事項			
主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響	・景観育成重点地域の指定の有無（景観法）	・長野県HP「景観育成重点地域について」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/jutenchiiki.html ） ・信州くらしのマップ ・長野県HP「眺望点の指定箇所一覧」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/chobo/shitei.html ）	・景観育成重点地域内で事業を行う場合には、景観法、長野県景観条例に基づく景観育成計画に定める「景観育成基準」並びに「太陽光発電施設設置にあつての配慮事項」を遵守すること。 ・長野県景観条例規則で定める、眺望点(※) から見た完成予想図を作成し、景観への影響を確認すること。 ※眺望点：地域にとって重要な景観を眺望できると県が指定した箇所又は不特定かつ多数の者が利用している眺望する箇所 ・眺望点や稜線、斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避け、やむを得ずそのような場所を選定する場合は、違和感が生じないよう施工方法を工夫し、設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
	・県が指定する眺望点の有無	・長野県HP「眺望点の指定箇所一覧」 （ https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/kurashi/sumai/kekan/chobo/shitei.html ）	・眺望点の近隣地及び眺望点から見通せる場所においては、違和感が生じないよう施工方法を工夫し、設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
	・周知の埋蔵文化財包蔵地の指定状況（文化財保護法）	・各市町村文化財担当課等への確認	・事業区域内に周知の埋蔵文化財包蔵地が含まれる場合には、文化財保護法により協議を実施し、必要な保護措置を実施すること。
	・重要文化的景観の指定の有無（文化財保護法）	・文化庁HP「文化的景観」 （ https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/keikan/ ） ・各市町村への確認 ※小菅の里及び小菅山の文化的景観（飯山市） ※娵捨の棚田（千曲市）	・事業区域内に重要文化的景観を含まないこと。また、事業区域が重要文化的景観に近接している場合には、県で指定した眺望点等からみた完成予想図を作成するなど、景観への影響を確認し、重要文化的景観を損なうことがないようにすること。

【別表】 考慮すべき事項

整理
番号

考慮対象事項	考慮対象事項を考慮するに当たって収集すべき情報及びその収集方法		適正な配慮を確保するための考え方 (促進区域の設定に当たって「地域の環境の保全のための取組」として 位置つける環境の保全への適正な配慮を確保する適切な措置)
	収集すべき情報	収集方法	
51 主要な人と自然との 触れ合いの活動 の場への影響	・キャンプ場、公園、登山道、遊歩道、自転車道等の自然との触れ合いの活動の場の状況	・各市町村環境担当部署への確認 ・全国観光情報ファイル ・観光便覧、観光パンフレット ・信州くらしのマップ	・事業区域内に人と自然との触れ合いの活動の場が含まれる場合は、その改変面積をできるだけ小さくすること。また、人と自然との触れ合いの活動の場の利用に影響が想定される場合には、影響の大きい時期を避けて事業実施を行うことを検討すること。
52	・自然と触れ合いイベント等の開催状況	・EADAS ・各市町村関係部局への確認 ・県及び市町村が発行する機関誌など ・自然体験活動等を実践するNPOの資料	・事業区域近郊で、自然と触れ合いイベント等が開催される時期においては、工事等を避けるなどの配慮を行うこと。
④ その他都道府県が発電施設の特性、地域特性に応じて特に配慮が必要と判断する事項			
53	・森林整備保全重点地域の指定の有無 (長野県ふるさとの森林づくり条例)	・長野県HP「長野県ふるさとの森林づくり条例」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/sangyo/ringyo/shisaku/zean/keka/jore.html)	・市町村森林整備計画に定める公益的機能別施業森林の区域及びその周辺にあっては、事業区域からできるだけ当該区域から外すよう検討すると共に、適正な森林施業が確保されるよう、伐採面積、伐採方法、伐採齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項に配慮すること。
54	・浸水想定区域（洪水）の指定の有無	・EADAS ・国土交通省 洪水浸水想定区域図・洪水ハザードマップ (https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/tisiki/soyozaiti/) ・各市町村の作成するハザードマップ	・事業区域内に浸水想定区域が含まれる場合には、洪水によって想定される浸水深に応じて、パワーコンディショナなどの電気設備に対し、かさ上げ等の対策を行うこと。
55	・要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定の有無（土壌汚染対策法）	・地域振興局環境担当課への確認 ・長野県HP「土壌汚染対策法に基づく区域の指定等について」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/mizutaki/ku-rashi/shizen/dojo/shite.html)	・要措置区域内で事業を行う場合には、土壌汚染対策法第9条各号に該当するか確認をし、該当しない場合には土地の形質の変更を伴う工事は行わないこと。
56			・形質変更時要届出区域内においては、土地の形質の変更に着手する前に、環境省令の定めに従い届出等を行うこと。
57	・歴史的風致維持向上計画で定める重点区域の指定の有無（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律）	・各認定市町村HPより確認	・重点区域内に事業区域を含まないよう検討すると共に、重点区域内の重要文化財や史跡等、主要な視点場から見えない位置に設けたり、施工方法を工夫し設置の高さを極力抑える、低反射や低明度・低彩度のものにするなど周辺景観との調和に配慮すること。
58	・史跡・名勝・天然記念物の指定状況（文化財保護法・長野県文化財保護条例）	・長野県教育委員会HP「文化財情報」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/bunsho/bunka/rekishi/bunkazai.html) ・各市町村文化財担当課への確認	・事業区域において、調査を行い、史跡・名勝・天然記念物が存在する場合には、原則として改変区域に含めないこと。
59	・地区計画の区域の策定状況（都市計画法）	・市町村都市計画関係部署への確認	・事業区域が地区計画の区域内である場合には、地区計画で定められた目標・方針及び地区整備計画に従い、事業実施に当たって適切な配慮を行うこと。
60	・防災重点農業用ため池の指定状況（農業用ため池の管理及び保全に関する法律）	・長野県HP「農業用ため池について」 (https://www.pref.nagano.lg.jp/nochi/tameike/tameike.html)	・事業実施に当たっては、事前に対象となるため池が「防災重点農業用ため池」に指定されているか確認するとともに、指定されている場合は法令に基づき手続を行うこと。
61	・太陽光発電設備のFIT・FIP認定設備の位置等	・EADAS ・資源エネルギー庁HP「固定価格買取制度事業計画認定情報 公表用ウェブサイト」 (https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfo)	・既存設備、または今後の事業計画に近接する場合には、それらを含めた大きな一体の事業とみなし、適切な環境配慮を講じること。
62	・設置後の維持管理計画及び事業終了後の処分計画の有無		・検討した環境配慮の対策について定期的に状態を確認するなど、適切な維持管理計画及び体制を検討すること。また、事業終了後の設備の放置や不法投棄を防ぐため適切な撤去・処分について計画すること。
63	・過去の土地利用状況の確認	・市町村関係部局への確認 ・県関係現地機関への確認	・過去に工場・事業場・廃棄物の処理施設等で使用された土地の場合には、改変による河川・地下水への影響に配慮すること
64			・過去に歴史、文化的に重要な経過を持つ土地の場合には、原則として事業区域に含めないようにすること。
65	・地域住民の太陽光発電への声	・アンケートの実施 ・市町村関係部局による確認	・事業実施に当たっては、地域住民から寄せられた意見等に配慮するとともに、説明会を開催するなど積極的な情報公開に努め、住民への説明を十分に行うこと。

・信州くらしのマップ
<http://wwwgis.pref.nagano.lg.jp/pref-nagano/Portal>
・EADAS
<https://www2.env.go.jp/eiadb/ebids/>